

## 処 分 基 準

令和4年4月1日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律   |
| 根 拠 条 項：第15条第2項  |
| 処 分 の 概 要：探偵業の廃止命令   |
| 原権者（委任先）：青森県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め：<br>探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）  |
| 処 分 基 準：<br>法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。 |
| 問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活保安課（TEL 017-723-4211）   |
| 備 考：   |